

【提出意見とそれに対する栃木県選挙管理委員会の考え方】

「（仮称）栃木県投票率向上推進プラン（素案）」に対する意見募集を行った結果、5名の方から計15件の御意見を頂きました。貴重な御意見ありがとうございました。

提出された御意見を十分検討の上、それに対する県選挙管理委員会の考え方を次のとおりまとめました。

なお、類似の意見については、内容ごとにまとめさせていただきました。

項 目	意 見 の 内 容	意 見 に 対 す る 考 え 方
<p>5 プランの目標と 具体的取組方針 5-1 具体的取組 I (P16)</p>	<p>投票はしたいが、交通の便が悪い、仕事が休めず投票所が開いている時間に行けない、日曜日も休みではないという人もいます。そのため、移動期日前投票所の開設や、駅など公共交通機関で行きやすい場所へ期日前投票所を設置することが必要。 また、ショッピングモールやスーパーマーケット、高校や大学に期日前投票所を設置することで、選挙にあまり関心がない層もついでに投票しようという意欲を持たせる。</p>	<p>投票率向上には、幅広い世代の有権者にとって投票しやすい環境を整備・拡充することが重要であります。そのため、本プランにおいて具体的取組I「投票環境の整備」の主な取組として、「地域特性に応じた期日前投票所の拡充」を掲げ、市町とともに推進して参ります。</p>
<p>5 プランの目標と 具体的取組方針 5-1 具体的取組 I (P16)</p>	<p>投票所をバリアフリー化し、障がいがある人でも投票しやすい環境を整備する。また、投票所で受けられる支援についても周知する。 さらに、どんな障がいがあっても平等に情報にアクセスできる環境を整備する。（選挙や候補者の情報について、点字や平易な日本語、イラストを用いたものを作成するなど）</p>	<p>高齢者や心身に障がいのある有権者にとっても投票しやすい環境づくりを進めることは重要と認識しております。 そのため、本プランにおいて具体的取組I「投票環境の整備」の主な取組として、「投票環境のバリアフリーの充実」を掲げ、市町とともに進めて参ります。 また、御提案の内容については、具体的な事業内容の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
<p>5 プランの目標と 具体的取組方針 5-1 具体的取組 I (P16)</p>	<p>若年層や外出が困難な高齢者などでも気軽に投票できるよう、郵便等投票の拡大や安全対策や不正行為ができないよう考慮したうえでインターネット投票を開始する。</p>	<p>インターネット投票は、現在のところ公職選挙法上認められていませんが、デジタル化に対応した投票方式の導入は、投開票事務の省力化、迅速化の効果も期待できますので、市町とともに検討して参ります。 また、具体的取組Iの主な取組に「選挙事務のデジタル化の促進」を追加しました。（P16）</p>

<p>5 プランの目標と 具体的取組方針 5-2 具体的取組 II (P17)</p>	<p>有権者の投票意欲を喚起するような魅力ある政治家を育てる。</p>	<p>本プランの具体的取組II「主権者教育・啓発の実施」に基づき、若い世代の投票参加のみならず、政治参加意識の向上に努めるとともに、県・市町の首長部局や県・市町議会との連携を強化して参ります。</p>
<p>5 プランの目標と 具体的取組方針 5-3 具体的取組 III (P18)</p>	<p>投票者を対象とした地元の食品が当たるキャンペーンの開催や、投票済証が1,000円分の金券になるように財政的手当をする。投票するという意識と共にイベント感覚で参加できる。 また、選挙後投票済証を持った人へ選挙割を実施している店舗を対象に補助金の給付を行う制度を設ける。選挙割実施店舗が増え、利用しやすくなる。</p>	<p>有権者の自由な投票意思によって公正な選挙が実施されることが代議制民主主義の基本理念であることから、金銭的誘導により投票を促すことは好ましくないと考えています。 民間事業者やボランティア団体などが、広く有権者に投票を働きかける取組を行うことは望ましいと考えていますが、特定の候補者の選挙運動を目的とされると公職選挙法に抵触するおそれもあることから、行政機関や選挙管理委員会が積極的に関与することは難しいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。</p>
<p>5 プランの目標と 具体的取組方針 5-3 具体的取組 III (P18)</p>	<p>行政主導で公開討論会を開き、テレビやインターネットで一日に何回も放送する。また、アーカイブで見られるようにする。それらの映像を字幕・音声解説付きで市役所や図書館、公共の建物、駅(公共交通機関)などのテレビ画面で放送することで各候補者について知ることができ、誰に投票したらいいかわからないから行かないという層が動く。</p>	<p>公職選挙法では、全ての候補者が公平に政見等を訴える方法として、ポスター掲示場の設置や選挙公報の発行、テレビやラジオによる政見放送などを選挙管理委員会が実施することとしております。これらに加え、県選挙管理委員会では、ホームページに選挙公報をはじめ候補者情報を掲載しておりますので、今後も情報発信に努めて参ります。 また、報道機関や民間団体においても、紙面、映像、SNSなども活用し、様々な情報を提供しているところ です。</p>